

行政不服審査制度の改正について

行政不服審査制度は、市民が法律や条例等に基づいて各種申請等を行った場合の決定に対して不服がある場合、その是正等を求めることができる制度です。

本制度について、公正性の向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法が全部改正（法律の施行日は平成28年4月1日）されました。

新制度の確立に伴い必要な改正を行い、平成28年4月1日の施行に向けて体制を構築していきます。

法改正による見直しの概要

今回の法改正の趣旨は、行政不服審査制度について「公正性の向上」「使いやすさの向上」「国民の救済手段の充実・拡大」の三つの観点から、時代に即した全面的見直しを行ったもので、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く不服申立てができるようにするための改正です。

主な改正内容は下記のとおりです。

□ 不服申立て期間の延長

不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長します。

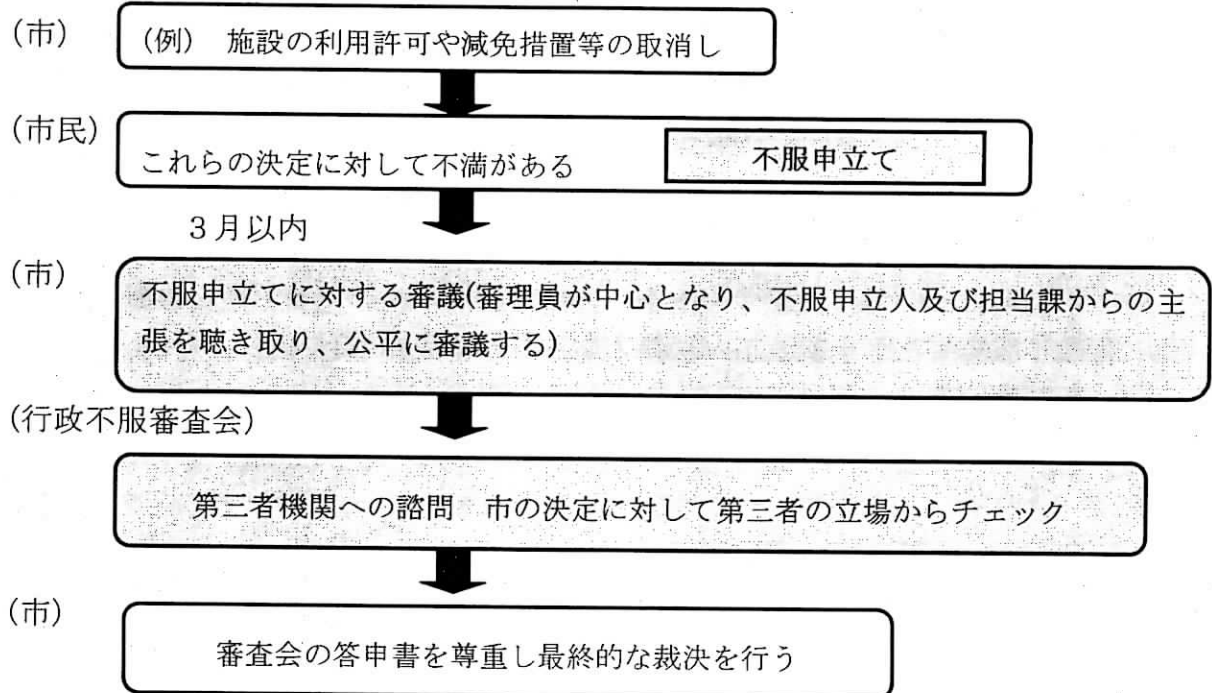
□ 審理員制度の導入

市民からの不服申立てにおける審理の透明性・公平性の向上から手続を行う責任者を明確にし、中立的な立場で手続を行うことを目的として審理員を置きます。審理員は、不服申立人及び担当課からの主張をそれぞれ聴き取り、慎重に審議を行います。

□ 第三者機関の設置（行政不服審査会）

裁決に当たり、有識者からなる第三者機関への諮問を行い、判断を総合的にチェックします。第三者の立場から審理手続の適正性や法令解釈も含め市の判断の適否を審査する機関として設置します。

新制度の流れ



関係条例の制定・改正

法改正に伴う新制度に対応するため、関係条例の制定・改正を行います。

□ 笠間市行政不服審査会条例の制定

法改正に伴い、同法第81条の規定により諮問が義務付けられた附属機関を設置するために制定するものです。

不服申立てに対する市の判断について、内部だけでなく第三者の立場から検証し、その意見を踏まえて市は最終的な裁決を行うことによって、より中立性・透明性の向上が図られます。

名称 笠間市行政不服審査会

委員数 5名以内

任期 3年

報酬額 10,000円/日額

□ 笠間市行政手続条例等の一部改正(関係条例6件)

- ・笠間市手数料条例 ・笠間市行政手続条例 ・笠間市情報公開条例
- ・笠間市個人情報保護条例 ・笠間市固定資産評価審査委員会条例
- ・笠間市情報公開等審査会条例